

## 論 說 報 告

# 工事請負制度改善研究委員會意見書

康德 9 年 4 月 20 日

工事請負制度改善研究委員會

委員長 平 山 復 二 郎

滿洲土木學會長 殿

本委員會に於て、從來の工事請負制度につき、之が改善策を新なる經濟政策の理念と現下の諸情勢とに基き、研究審議致候結果、別紙意見書を相續め候に付提出致候。尙該意見書に依り、夫々改善を實行すべき具體案の作成は、別途研究すべきものと存じ、本委員會は一應之を以て解散致度。

統制又は計畫經濟なる新經濟政策の理念と、現下の社會情勢とに對應する工事請負制度の改善内容としては、色々な關係方面があるが左記の區分により之を研究することとした。

1. 工事について
2. 土産業者について
3. 土産業者の業務について
4. 土産業者の業務について
5. 工事請負契約について

元より此等各方面の改善には、單獨で實行し得るものもあるが又相互關係を有し綜合的計画的に實行しなければならぬものもある。

### 1. 工事について

土産業者の業務対象である工事を、炭鑛業に於ける石炭統制、鐵鋼業に於ける鐵鋼統制の如く、所要の資金資材、及勞力の關係から又之と關係して數量或は工費等の點から、統制しようとする工事統制の可能性について検討して見ると。

工事とは道路、建物、橋梁等の施設又は建造物を、或る地域に建造する行爲である。

従つて、工事は、何かの事業、又は何かの用途に關係して起されるもので、工事自體を單獨に切離して、考へても意義のないものである。又工事は一件毎に、其の性質は、技術的にも、場所的にも、一々異なるもので、従

つて、其の工事も又一々特別なものである。

又工事を対象とする土産業者の業務は、常に注文生産であつて、又請負契約に基き、造る工事の性質は、企業者即ち注文主の意志により決定されるものである。

以上述べた、工事並に土産業者の特性から考へて、資金資材及勞力から、之に何かの統制を加へようとすれば、どうしても、工事を必要とする事業なり用途なりに、さかのぼつて、其の改良又は擴張の必要如何を考慮しなければならぬ。従つて、工事統制は結局事業別の統制、用途別の統制に歸してしまふ。

尙、又普通工事と關係して、工事でない別の資金、資材勞力を要する仕事があるから、一部の工事丈を切離して、統制しても、片手落となり其の事業又は用途に對し不都合を生ずることとなる。

次に工事の價格を統制する問題も、前に述べた通り、工事が一件毎に性質が異り、工費も違ひ、其の間に標準的な要素を見出し難いのであるから、採掘鑛品又は整作物品に對する如く、其の價格統制を實行することには困難がある。

それなら、工事價格の内容となる工事種別の單價を統制するのは、どうかと云ふに、第一、工事種別の數は非常に多い。第二に、同一工事種別の單價でも、各工事毎に色々な條件から廣い範圍に動くもので、標準的な要素を見出し難い。只同一の施工作業に對する歩掛等に於て

標準的な要素を成る程度見出し得るが、これとて、其の内容は甚だ複雑である。従つて多数の工事種別に對し、到底全滿に亘る合理的な標準を作るが如きは、概念的には兎に角、實際的には不可能に近い。以上述べた通り工事統制と謂ふ觀念には、工事の本質上から考へて、具體的な意義を見出し得ない。

只統制ではないが、保安、勞働者保護等の立場から、工事に或る取締制限を加へることは、必要あらうし、又事業關係又は用途關係から統制を受けてない民需方面の大小雜工事に對しては、何等かの調製を爲す必要はあらう。

以上の統制とか、調制とか云ふ、問題を離れて、請負制度の改善にとり工事に重要な問題は、年々の請負工事を、十二月から一月に掛けての冬季間に、請負に附することである即ち早期契約の方法である。

滿洲の如き、一年の工事季節が短い土地に於ては、工事季節を極力有効に利用する上から、この必要がある許りでなく、昨今の情勢の如く物資、勞力の不足、特に不足な勞力に對し、之を能率的に活用し且つ又農閑期の國內勞力を利用する關係からも必要である。又土建業について、其の業務を計画的に實施して行く上にも有功である。

之が實行には、予算や物動計畫の確定が先決問題で、今日の實情からは色々困難もあるが、全部の工事でなくとも、長期を要する大きな工事、或は各起業者の工事の一部に對して、實行するだけでも効果がある。

尙ほ後に論ずる如く或る工事に對する土建業者の撰定を、競争に依らず特命にすれば、契約上の設計其他の諸準備も或る程度簡略になし得るから、一層此の早期契約の可能性がある。現に起業者によつては、今迄も之を實行して實績をあげてゐるが、一層之を擴大する必要がある。次に工事に必要なことは、信頼出来る工事の統計資料の作成である、工事が、一國の經濟活動に大きな關係を有する點又其の統計資料が、土建業の統制に參考となる點から考へて、其の必要がある。元より軍事上の機密等から、色々制限を受けることは止むを得ないが、政府又は土建協會に於て、企業者と協力して是非作成すべき

ものである。

## 2. 土建業者について

土建業の統制の根本問題は、從來の自由經濟時代から亂立存續せる大小多数の土建業者群を整理統合して、信用のある有力な小數の土建業者に纏めることである。今日の請負制度改善の問題は、これさへ實現出来れば、大半は片付いたと云つても、過言ではない。

過般制定された土木建築業統制法も、此の主旨により生れたものと信ずるが、實施後の實跡を見ると、許可條件が寛大である爲、此の根本問題の解決には、何等貢獻してゐない。此の點誠に遺憾である。之に就いては附録第一の「法定許可業者表」を参照されたし。是非今後此の重要な根本問題の解決に、政府は元より土建業者自らも進んで、邁進すべきであると思ふ。又企業者も之に協力しなければならぬ。

然らば現在千名に近い多數の法定許可業者に對する整理統合の具體案はどうかと云ふに、之を理論的に決定することは六ヶ敷しいが、一式請負の業者と専門請負の業者とに區分し、實情から達観して、左の方針に依つたら先づ或る程度目的を達するのではないかと思ふ。

1. 法定許可業者の定員を定めること
2. 總會社組織にすること
3. 資本金の最低限度を拂込は出資済に於て左記まで上ること

一式請負の業者 30萬圓

専門請負の業者 10萬圓

4. 統合に際しての増資を認めないこと
5. 以上に依る整理統合を一定期間内に實現すべく法規で強制すること
6. 法定許可の最低限度三萬圓を一萬圓に下ぐること
7. 強制はしないが、現在拂込資本金二〇萬圓以上の土建業者の統合をも奨励すること

以上の整理統合を實行しても、尙且つ許可業者の數は400名位にしか減じないが、統制の精神からは、決して充分なものとは云へない。併し反面之を強制せられる郡小土建業者の立場を考へると、これだけの實行でも、政府が本腰に乗出して指導の任に當り、又業者自らも、統

制の主旨を理解し、國家の方策に共鳴して、犠牲の精神を發揮しない限り、短期間に圓滑に行かないのではないかと思ふ。又之には工事と關係の深い企業者も傍觀的な立場に立たず、進んで協力に乗出さなければいけないと思ふ。

### 3. 土建業の業務について

土建業者の業務の本質は、企業者より工事の施工を請負ふて、企業者と連絡を有する設計關係の技術者の意圖に協力し、注文を満足する工事を完成する點にある。設計關係の技術者が工事の設計の責任を負ふのに對し、土建業者は工事の施工の責任を負ふのである。

従つて、土建業者は、業務の執行に當り、下請負業者に任せきりの武合襦き式、各自のみの無責任な下請負方法をとることは、甚だ不合理であつて、どこ迄も直營の實質を有する直接施工上の責任を負ふ方法をとらなければならない。

只専門的な技術を利用する關係から、他の専門業者又は別の土建業者を分業的に下請負とすることは、敢て差支ない。

元來工事の設計と施工とは、相互密接な關係を有するもので、施工を離れて設計もなれば、設計を離れて施工もないのである。土建業者は契約書類中の設計圖及示方書に基き施工するのであるが實際には予期しない現地事情の相違等に依る設計變更又示方書の解釋其他契約書に基き業務執行について、設計技術者の指示判斷を受けなければならない場合が多い。ここに工事の完成設計技術者と土建業者との緊密な連絡協調の必要が起るのである。

従來工事の施工に附しては、之を請負ふ土建業なる企業があり、其の業務が經濟的に色々影響が大きいので、社會一般の關心をもたれてゐるが、工事の設計に對しては、特に日本の土木界に於ては、之を請負ふ業態の發達もなく、又業務の性質が非技術的部分が多いので、社會一般から顧みられていない。併し工事の遂行上からは土建業と併せて重要視しなければならないものであつて従來設計技術者側の缺陷に基いて生じた、工事上の失敗又土建業者の不當な損失も決して少なくないのである。

従つて、工事請負制度の改善には、設計方面に對しても、別途、設計請負の問題、技術者の資格、其の業務上の責任等に就いて考慮する必要がある。

斯く設計と施工との仕事、密接な關係を有する點から、之を一つの企業體に入れる、即ち土建業者に設計と施工との兩業務を請負はしめたらと云ふ意見がある。

これは昔からある意見があるが、新な理念のもとに、土建業の統制を企てゐる今日、一匯之を見直して見たいと思ふ。これには、設計の請負と云ふことに就いて先づ考へて見る必要があるが、これは、附録第二の「設計の請負に就いて」を参照されたい。

從來の自由經濟時代に、大小多數の土建業者が、相互烈しい競争の立場にたつて、營利主義のもとに、經營をしてきた舊體制……現在で土建業界許りは此點餘り改まつてゐない……に於て、施工と同時に設計をも請負ふ場合の、最も大きな缺點は、假令、故意や惡意でなくても工事が情實に囚はれ、不合理なものとなる傾向の多いことである。前にも述べた通り、工事は一般に一件毎に設計が異り工費も違ひ、此の間に標準的なものを見出し難い。しかも同じ目的に對するのにしても都合次第で色々な設計が出来る。そして斯う云ふ内容に簡單な小工事なら、技術者でなくても、或る程度了解出来るが、少し複雑なものになつたら、到底解らない。従つて、設計と施工との請負を土建業者に一任することには、右の如き缺點を生じ易いのである。だから、例外はあろうが、一般に云つて、設計の請負は、土建業と別の機關にする方が安全である。

併し、これは理論ではなく、弊害からのものであるから、根本として、設計技術者に充分な資格と職責に理解ある者が得られ、土建業者が營利主義に誘はれず、工事の合理的な遂行に忠實であるならば、右の心配はないとも云へるのである。只實際問題として、これが六ヶ敷しいのである。

今日、滿洲に於ては、土建業も國家的統制の必要から既に許可制が布かれ、更に今後整理統合を實施して名實共に新なる企業理念に立却する強力なものに、改選せんとする氣運にあるが、この改革にして眞に實現されれば

建築者が設計の請負を兼ねること、必ずしも不都合を  
 感じ易いとは云へない。

何れにしても、附録第二に述べた通り、設計の請負に  
 対する社会的需要は、特に土木工事に於ては少いのであ  
 るが、さりとて、此の問題は放任すべきでなく、土建業  
 者が兼ねる場合と雖も總て施工の請負と同様許可制にす  
 べきである。

#### 4. 土建業者の選擇について

工事を請負に附する場合、適当な土建業者を選擇する  
 ことは、重要な問題である。

従來行はれてきた選擇方法は、一般に、何人かの土建  
 業者の内から、競争の立場に於て、企業者即ち注文者に  
 最も有利な契約条件(主として請負價格に對してである)  
 を提供した者を、當該工事の請負者として、契約を結ぶ  
 のが原則である。これには一般(競争)入札、指名(競争)  
 入札、隨意契約等、色々な方法があるが、要するに、此  
 の原則に依る、土建業者の競争意識を利用したものであ  
 る。

民間工事に於ては、之に對する例外もあるが、官公署  
 關係の工事に於ては、特別な場合以外、全く此の原則が  
 守られてゐる。

斯く土建業の選擇上、業者をして競争の立場に置く關  
 係からは、成る可く、注文者側の諸負擔を少くして、業  
 者の競争餘地を大きくする爲使用材料の準備購入、勞力  
 の募集管理、運轉資金の調達、其他施工關係の諸業務は  
 成る可く一切を業者に任して、其の技能を極力利用する  
 方法をとつてゐる。

競争を立前とする此の原則は、従來の自由(競争)經濟  
 の理念からは、別に不思議ではなく、又有効でもあつた  
 である。只競争が公正合理的に行はれない場合に、色々  
 な弊害……例へば無謀な競争に原因する不良工事の發生  
 談合に依る請負價格の釣上等……が起つたのであるが、  
 之に對しては、之を避ける色々な契約方法が行はれてゐ  
 る。併し舊理念を精算する新な統制經濟又は計費經濟の  
 理念からすると、此の原則も、之を見直す必要がある。  
 しかも、現下の物資、勞力の不足に基く統制の關係又特  
 に滿洲に於ては土建業者の統制強化方策が進められてゐ

る關係から、一層此の原則は改めなければならない情勢  
 にある。

即ち物勵計畫、勞務統制の方策は、自然資材、勞力關  
 係に於ける従來の土建業者の活動範圍を大にせばめて、  
 主として之を純施工技術の區域に押し縮めつゝある。又  
 土建業の統制強化は必然、郡小多數の業者を整理統合し  
 て、少數有力なものに纏めるに違ひない。そして、従來  
 の従らな競争の立場を改めて、互に團結共同して、企業  
 者の注文に應じ、工事施工に協力する精神のもとに、其  
 體制を整へるであらう。

斯う云ふ事情から考へて、従來の競争を立前とする入  
 札や見積の選擇方法は、之を廢して、總て特命隨意式の  
 ものに改め、又一方、前述した早期契約を極力實行して  
 企業者、土建業者が互に協力して、年の工事を、計費的  
 能率的に施行することに改むべきである。

現に滿鐵に於ては、本年度の工事一部に此の方法を採  
 用した。

#### 9. 工事の請負契約について

従來屢々論ぜられゐる、片務契約の改善、これは昔に  
 比べれば、大分改まつて來てゐるが、未だ決して解決は  
 してゐない。

土建業が統制強化され其の内容が充實すると共に、此  
 の片務契約の改善も、歩調を合せて一層促進しなければ  
 ならぬ。

片務契約の内容としては色々まつて、ここに一々詳細  
 を論ずることは出来ないが概略的に云ふと主な問題は、  
 義務履行に關する約條、制裁が、注文者側に少くしかも  
 寛大であること、土建業者注文者何れの責任でもない天  
 災等に對する損害負擔が公平でないこと、契約上兩者の  
 意見一致せざりし場合の最後の決定權を、注文者側に保  
 留してゐること等である。

斯う云ふ問題は結局工事請負契約書の内容改善に歸す  
 るのだが、日本の土木學會に於ても、既に標準契約書を  
 作成發表してゐるのに着目して本學會に於ても、此等の  
 諸點を考慮して、進歩的な標準契約書の作成に當る必要  
 がある。

尙ほ契約履行上、注文者と土建業者との間に於て設計

技術者の判断に満足せず、協定整はざる場合の處置として、調停委員會の如き制度を設け、之に判決を仰ぐ方法をとることも考へられる。

8. 結 論

以上、工事請負制度の改善に關する諸關係事項に就いて、總論的な意見を述べたが、更に進んで、之を實行に移す爲には、夫々の項目に就いて更に研究を進め、其の具體案を作成すると同時に、其の實施に就いての総合的計畫的な方策を樹てなければならぬ。

色々な改善項目中、最も重要であり、根本あであるのは現存土建業者の整理統合に依る強化、即ち土建業者自體の質的向上を謀ることである。之に依り其の統制母體である土建協會の團體的な諸活動も初めて其の成果を挙げ得られるし、従つて各方面の諸改善も、圓滑に促進されるからである。元より如何なる工事請負制度の改善にしても、其の根本目標は、一に工事の實跡をあげる爲、引いて工事を必要とする企業者の進展を期する爲であつて斷じて企業者、設計技術者土建業者等の單なる利益の爲

ではないのであるから、改善策を樹てるにも、之を實施するにも、出来る限り、工事の合理的能率な施行を、徒に犠牲に供せざる用意が必要である。(終)

附錄第1. 法定許可土建業者表

康徳9年4月1日現在

部 別	總數	内 譯			
		土木建築	電氣	衛生 煙房	機械
第1部會員	23	26	1	1	—
第2部會員	20	24	—	5	—
第3部會員	113	96	1	15	1
第4部會員	743	621	61	50	11
計	913	767	64	71	12

備 考

- 1 部 125萬圓以上
- 2 部 75萬圓以上
- 3 部 25萬圓以上
- 4 部 25萬圓以下、大體3萬圓迄

組 織 別 資 本 金 一 覽 表

省 別	株式會社		合資會社		合名會社		個 人		合 計	
	員數	資本金	員數	資本金	員數	資本金	員數	資本金	員數	資本金
新 京 特 別 市	61	59,137,000	34	7,793,000	5	1,071,000	109	21,915,700	209	89,915,700
奉 天 省	47	63,547,400	42	8,696,000	13	2,880,000	171	33,461,000	273	113,584,400
吉 林 省	4	405,000	9	923,000	2	210,000	19	1,647,000	34	3,190,000
安 東 省	2	860,000	5	1,236,000	—	—	18	6,060,000	25	8,150,000
龍 江 省	1	195,000	7	1,120,000	—	—	25	2,345,000	33	3,680,000
熱 河 省	—	—	1	50,000	—	—	6	685,000	7	730,000
濱 江 省	6	1,503,000	14	1,698,000	3	208,000	86	6,880,000	59	10,233,000
錦 州 省	1	193,000	1	50,000	1	100,000	55	5,125,000	58	5,543,000
間 島 省	13	3,847,000	8	303,000	1	150,000	27	2,230,000	49	7,085,500
三 江 省	1	130,000	1	200,000	—	—	21	1,647,000	23	1,965,000
通 化 省	1	43,700	1	30,000	—	—	4	310,000	6	383,750
牡 丹 江 省	—	—	2	150,000	2	498,000	46	6,553,000	50	1,201,000
東 安 省	1	187,500	2	260,000	—	—	17	2,545,000	20	2,942,500

黒河省	1	180,000	—	—	—	—	22	1,672,635	20	1,882,635
北安省	1	150,000	—	—	—	—	18	1,695,000	14	1,845,000
興安各省	2	795,000	1	100	1	50,000	5	473,000	9	1,418,000
四平省	—	—	1	100	—	—	16	2,215,000	17	2,315,000
合計	142	131,023,150	120	23,219,000	28	5,167,000	610	102,459,335	909	261,868,485

### 附録第2. 設計の請負に就いて

先づ工事の設計に就て見ようと思ふ。

工事とは道路とか、鐵道とか、水力とか、建物とか、橋梁とか、何かの施設又は建造物を或る地域に建造する行爲である。之が完成される過程を大別すると、設計と施工との仕事になるのだが、設計には業務的に大別すると、建造すべき施設の内容を決定する仕事と、之を施工に移し施工業務と連絡協力して其の完成を期する仕事との二つがある此の前者は狹義の意味の設計業務で、後者は施工を請負で実施する場合の所謂施工(現場)監督(此の名稱はどちらも適當でないのだが其の儘用いることにする)である。

狹義の設計業務には純技術的な要素が多いのだが、之には技術的に二つの方面がある。其の一つは施設の企畫的經營的關係からするもので、今一つは施設の構造的施工的關係からするものである。例へば鐵道の施設に例を取ると、運轉車輛の決定、線路の選定等の關係は前者の例で、軌道の構造、橋梁の形式強度の決定等の關係は後者の例である。元より此の二つは相互密接な關係を有するもので、其の差別にも曖昧な部分があり、絶對的なものではないが、大體に於て此の區別は成り立つのであつて夫々異なる性質を持つて居る。

説明の便宜上適當な名稱でないかもしれないが、假に前者を「企畫設計(技術)」後者を「構造設計」技術と呼ぶことにする。

設計が施工と密接な關係があり、相互切り離して成り立たないのは謂ふ迄もないが、右の二つの設計區別に於て、より多く施工と密接な關係のあるのは構造設計である。企畫設計の技術は施設の種別に依つて、専門的特色を有するが、構造設計の技術は、建造物の種別に依つて

其の専門的特色を有する。而して構造設計の技術は各種施設の設計に大體共通的に役立つものであるが、建造物が利用される施設の種別に依つて二次的な専門區別が出来る。例へば橋梁の構造設計であるが、之には鐵道用と道路用と専門的區別がある。

技術の進歩は必然各種の専門化を生むが、設計の技術に於ても、企畫的なものと、構造的なものとの専門化がある。従來日本の土木界の實情を觀ると、構造設計の技術が稍もすると閑却される傾向がある。企畫設計からは缺陷が少くないのに、構造設計からは不満足な例が屢々ある。

設計の仕事の性質に就ては、大體以上の通であるが、此の設計の仕事に請負の對象とすれば、前記の狹義の設計業務と、施工監督との二つの仕事を引受けるのである又之を施設と建造物の種類に依る、企畫設計と構造設計の専門別に考へなければならぬ。企畫設計は、各種施設間に共通性が少いが、構造設計には共通性があり、此の點施工と同様な性質があるから、之を主として請負の對象とすることも成立つ。又設計の請負と云ふには當らないが、設計の仕事に於ける重要な問題又は要點に於て専門的技術的な判断、指導、操縦等の仕事を引受ける業務も成立つ。之を「顧問技師」と呼ぶことにするが、設計の請負と關聯して考ふべき制度である。

次に滿洲の實情から設計の請負の必要性に就いて検討して見ようと思ふ。

滿洲では土木關係の事業である道路、鐵道、水力、港灣、治水等(上水道だけが例外だが)が、日本の制度以上に統制的な大企業組織に纏められていて、年々繼續的に其の施設の改良、建設の工事を計畫實施して居る。

従つて是等の工事に對しては、各企畫設計を主とする

技術機關を自らもつことは経済的にも技術的にも當然である。尙進んで構造設計の技術機關を備へることも、又必要であらう。場合に依つては一層進んで一部直營の施工機關を自らもつことさへも不合理ではない。

従つて此の方面の工事に對しては、設計の請負が成立つ餘地は少い、其の必要も殆どない。ありとすれば構造設計の請負と顧問技師とであるが、特に大きな難しい工事を実施する場合等には、顧問技師制度を活用することが必要であらう。

此の土木關係の事業に於ける工事と軌を一にするものに、軍が實施する工事がある。滿洲では現在此の量が、随分多いが之に對しても前記の所説が妥當する。特に秘密保持と謂ふ關係からは、一層其の設計の請負と謂ふことには望が薄い。

次に前記以外の方面の工事であるが、之には各種の工業や、鑛業等の企業體が、其の工業や鑛山等に於て、其の生産施設の一部として造る専用のな道路とか、鐵道とか水道とかの工事から、小は個人的な宅地造成、住宅建築の如き工事迄が含まれてゐる。是等の工事は假令大きなもので、多くは臨時的一時的な性質のもので、其の爲に專屬の設計機關をもつのが不經濟な場合があるから、此の方面の工事に對しては設計の請負が成立つ見込が大いにあるし、又其の必要性もある特に顧問技師の必要は大いにあると思ふ。事實此の方面に於ては、關係者の無智から、専門技術者の手を煩さない爲、設計を誤り、まづい施設、下手な工事をやつてゐる實例が屢々ある。設計の請負、又は顧問技師の制度を確立することに依り之を防止する必要がある。

而して此の方面に於ける設計の請負に對し需要の多いのは、施設の性質からして何と謂つても建築關係である建築關係は土木關係の施設よりは利用の範圍も、工事實施者の範圍も廣いからである。尙此の方面に於て少し大きな土木關係の施設をするのは、主に工業鑛業關係であるが、滿洲の實情では、主要な工業鑛業は統制的に大企業組織に纏められてゐるので、其の所有施設の運営管理上、當然自ら土木關係の技術機關をもつ必要のあるものが少くない。従つて是等の企業體では或る程度自ら新規工事

の設計も出来る。又一般に土木關係には、前記の如く大きな事業體に夫々専門な有力の土木技術機關があるから場合に依つては之に援助を求め又は委託する方法もある。

こんな譯で一般に謂つて土木關係は建築關係に比べると設計の請負に對する要求は少い。

日本の實情を見ても、建築關係に於ては設計の請負として建築事業所の發達があるが、土木關係に於ては殆ど其の發達がない。又顧問技師の制度も社會的に全く確立してゐない其の主な理由は大體滿洲の實情として述べた前記の必要性の關係からであるが、併し顧問技師の制度の發達がなかつた如きは、土木技術者自らにも其の責があると思ふ。以上の如く土木關係に於ては、設計の請負が成立つ工事の範圍は餘り廣くはないが、其の必要性が決してない譯ではない。否將來各方面の事業の發展につれては、其の工事範圍も其の必要性も増す一方なのだから今日此の制度に就いて考究を進め發達を計る必要は充分にある、又之と併せて、顧問技師の制度の如きも、社會的に之を確立し大に其の利用を廣める必要があると思ふ。

設計の仕事には、前に説明した通り、狹義の設計業務と施工監督とがあるが、満足に工事を完成する上には、前者の仕事が元より根本であるが、後者の仕事も、決して輕んずることは出来ないのである。

施工を請負に依つて實施する場合に付注文者（政府、會社、個人等工事の要求者）設計者（設計の仕事の擔當者）請負者（施工を請負ふ土建業者）の三者關係が生れる。此の關係に於て設計技術者は施工監督の仕事を果たす上に、技術的な良心と信念とを以て注文者、請負者の利害關係に付、公平厳正な處置をとり、以て要求に應ずる工事を完成しなければならぬ。又そうしなければ満足な工事は出来上らないのである。前にも述べた通り、日滿では、土木關係の事業の多くに於て、設計技術者は注文者の事業組織内に入つて居るけれども、此の施工監督に關する限り是等の設計技術者も、決して單純に注文者の利害を代表するものではない。設計技術者として獨自の立場があるのである。是等に關しては日滿の土木工事

に相當不滿の點が多いのであるが、爲に工事が犠牲に  
つて居ることも、少くない。其の理由に付ては設計者  
體にも勿論大きな責任があるが、請負界の諸事情にも  
因することが多いと思ふ。激しい競争に依らねば存立

を脅かされる無統制な大小多數の請負者の存在、其の技  
術的内容の貧弱と之が改善に對する努力の缺如、又契約  
關係に見られる種々の片務的な不公正不合理の實在等が  
其れである。

會員各位

編輯部

該意見書に對し會員諸君の御意見及既に研究事項等多々有ることゝ存じます就ては誌上對論  
を以て益々有意義あらしめたく思いますから本問題に付御遠慮なく御投稿下さい

## — 會員 に 告 ぐ —

今般會誌「土木滿洲」に掲載したる優秀論文に對し年1回下記の通り賞金を贈呈するに  
決定しました。尙康德8年度中に於ける掲載分に對しては近日審査決定の上會誌上に發表  
の豫定であります。

### ◎賞 金

1等	1名	賞金 100圓
2等	2名	賞金 50圓

### ◎優秀論文審査方法

- 編輯委員會に於て第1次審査を行ひ常議員會に於て再審議し優秀論文並に受賞者を決定す。

(以上)